

諮問番号 令和5年諮問第2号

答申番号 令和5年答申第2号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却すべきである。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人〇〇〇〇（以下「請求人」という。）の主張は、港区児童相談所長（以下「処分庁」という。）が、令和〇年〇月〇日付けで行った、請求人の〇〇に対する措置を児童養護施設入所に変更した処分（以下「本件処分」という。）の根拠となる、〇〇家庭裁判所の児童養護施設入所承認審判（〇〇家庭裁判所令和〇年（〇）第〇〇〇〇号児童福祉法28条1項申立事件。以下「本件28条審判」という。）は、処分庁の悪質な違法行為により誘導取得したものであるから、これに基づいてなされた本件処分も違法であるというものである。

2 審査庁の主張（裁決についての考え方）

審理員意見書によると、請求人が審査請求の対象としている本件処分は、請求人の〇〇についてなされた児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条に基づく一時保護について、本件28条審判に基づき児童養護施設入所に変更した処分であるが、本件処分は、確定した本件28条審判に基づいてなされたものであり、違法又は不当な点はないとある。

したがって、本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定に基づき、棄却すべきと考える。

第3 審理員意見書の要旨

1 認定事実について

本件処分の対象となった〇〇は、請求人とその〇との間に平成〇年〇月〇日に生まれ、現在〇〇〇年生（〇〇歳）である。

〇〇については、平成〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日頃まで（〇〇が〇〇〇年生から〇〇〇年生）の間に、〇回にわたり、〇〇警察署から東京都児童相談センターに虐待通告があった。その都度、通告を受けた東京都児童相談センターが、〇〇を一時保護したり、〇〇及び〇〇について児童福祉司や児童心理司らとの面談を行うなどの措置をとった。その後、令和〇年〇月〇日、〇〇警察署から港区児童相談所に虐待通告（身柄通告）があったため、港区児童相談所は、〇〇を一時保護した。

その後、処分庁は、令和〇年〇月〇日に、〇〇家庭裁判所に対し、〇〇について児童福祉法33条の承認審判を申し立て、同年〇月〇日、同承認審判がなされ、同審判は〇月〇日に確定した。そして、同年〇月〇日、処分庁は、〇〇家庭裁判所に対し、児童福祉法第28条の承認審判を申し立て、令和〇年〇月〇日、本件28条審判がなされ、同審判は同年〇月〇日に確定した。

そこで、処分庁は、令和〇年〇月〇日、〇〇について、本件28条審判に基づく措置変更決定処分を行い、同月〇日、請求人に対し、同処分について通知した。

2 判断について

そもそも、行政不服審査法に基づく審査請求は、行政庁による処分が、「違法又は不当な場合」にすることができる。

そこで、本件処分が違法又は不当な処分か否かについて検討すると、請求人が審査請求の対象としている本件処分は、もともと〇〇についてなされた児童福祉法第33条に基づく一時保護について、〇〇家庭裁判所による本件28条審判に基づき、児童養護施設入所に変更した処分である。そして、本件28条審判は、上述のとおり、令和〇年〇月〇日に確定している。児童福祉法に基づく家庭裁判所の審判について不服があるときは、親権者は即時抗告を申し立てることができる（家事事件手続法（平成23年法律第52号）第238条）、請求人は、即時抗告をせず、本件28条審判を確定させている。家庭裁

判所の審判についての不服申立ては、不服申立てを妨げる特段の事情のない限り、その手続内で行うのが原則であるところ、本件において、請求人が不服申立てをすることができない特段の事情は見当たらないにもかかわらず、請求人は即時抗告をせず、本件28条審判を確定させたものである。以上のように、本件処分は、確定した〇〇家庭裁判所の審判に基づいてなされたものであり、違法又は不当な点はない。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、主文のとおり棄却すべきである。

第4 調査審議の経過

当審査会における処理経過は、以下のとおりである。

- 1 令和〇年〇月〇日 審査庁から諮問書の受付
- 2 令和〇年〇月〇日 審査請求人から口頭意見陳述申立書及び主張書面を受領
- 3 令和〇年〇月〇日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 審査会への諮問の適正性について

当審査会は、本件が、行政不服審査法第43条第1項各号に規定する諮問を要しない場合に該当するかどうかについて、当審査会への諮問が適当であると判断した。

2 調査権限の行使について

請求人から、行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第75条の規定に基づく口頭意見陳述申立書及び第76条の規定に基づく主張書面が提出された。当審査会は、行政不服審査法第75条の規定に基づき、第4の3の審議において口頭意見陳述の機会を与えた。

また、当審査会は、行政不服審査法第74条の規定に基づく調査権限を行使しないこととした。

3 審理手続の適正性について

当審査会は、本件において審理員による適正な審理手続が行われたものと認めた。

4 本件処分の適法性及び妥当性について

当審査会は、審査請求書、弁明書等、反論書及び審理員意見書を踏まえ検討したが、審理員意見書の判断は首肯できるものであるとの結論に至った。

なお、審理員意見書において、「本件処分は、もともと〇〇についてなされた児童福祉法第33条に基づく一時保護について、〇〇家庭裁判所による本件28条審判に基づき、児童養護施設入所に変更した処分」とあるが、この点については、双方からの提出書類を見る限り「本件処分は、もともと〇〇についてなされた児童福祉法第27条第1項第2号の規定による措置について、〇〇家庭裁判所による本件28条審判に基づき、児童養護施設入所に変更した処分」と推察される。

5 審査会の判断について

以上のことから、当審査会への諮問の適正性並びに審理員が行った審理手続の適正性並びに本件処分の適用性及び妥当性については、いずれも適正、適法かつ妥当である。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

港区行政不服審査会